

# CLAIR REPORT

## 大韓民国の1998年統一地方選挙

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 181 (March 10, 1999)

Council of Local Authorities  
for International Relations



財団 法人  
自治体国際化協会

## 目 次

はじめに .....	1
第1章 地方選挙の概要.....	2
第2章 選挙制度.....	5
1 概要 .....	5
2 選挙法の主な内容及び改正内容 .....	5
3 改正選挙法の解説 .....	6
(1) 選挙運動の改正 .....	6
(2) 議員定数削減 .....	7
(3) 公職辞退期限等 .....	8
(4) 労働組合の政治参加 .....	8
4 未合意主要争点.....	8
5 新しい政治広告.....	9
6 その他の選挙法.....	10
(1) 候補寄託金（預託金）は有効投票の20%以上を得た場合等に返還 .....	10
(2) 今回の地方選挙からは政党に全国的に統一された記号を附与 .....	10
(3) 基礎・広域団体長選挙で1人出馬しても投票 .....	11
(4) 候補者放送演説基礎自治体長にも2回許容 .....	11
(5) すでに配布した候補者名刺も摘発時は処罰 .....	11
7 投・開票手順 .....	11
(1) 投票手順 .....	11
(2) 開票手順 .....	12
第3章 候補者 .....	13
1 立候補状況 .....	13
2 立候補者分析 .....	14
第4章 選挙運動決算 .....	17
第5章 選挙争点 .....	19
1 湖南偏重人事についての論議 .....	19
2 政界改編 .....	20
3 為替危機責任に対する攻防 .....	21
4 失業対策 .....	22
5 共同政権に対する政策評価 .....	22
第6章 選挙結果 .....	24
1 投票率 .....	24
2 政党別、得票数及び得票率 .....	26

3 政党別当選者数	28
4 単独立候補者	28
5 広域団体長（市・道知事）選挙	29
(1) 当選者及び得票率	29
(2) 当選分布分析	30
(3) 出馬国会議員	31
(4) '97 大統領選と今回の広域自治団体長選の結果比較	32
6 基礎団体長（市・郡・区長）選挙	33
(1) 候補者	33
(2) 当選者	35
(3) 当選者分析	36
(4) 無所属候補	37
7 広域議会議員選挙	37
(1) 候補者	37
(2) 当選者	39
(3) 比例代表当選者の中、女性の比率	40
8 地方自治の1党支配について	41
9 今回の選挙について、与・野党が見る勝因一敗因	43
10 今回の選挙に対する中央選挙管理委員会の総評	43
おわりに	45
資料編	46

## はじめに

韓国で 1998 年 6 月 4 日に行われた統一地方選挙（広域自治団体長、基礎自治団体長、広域議会議員、基礎議会議員の 4 大選挙）は、今回が 2 回目であり、広域自治団体の市長・道知事 16 人、市長・郡守・区長 232 人、市・道議会議員 690 人（比例代表 74 人）、市・郡・区議会議員 3,490 人、計 4,428 人を選出する全国同時地方選挙であった。

今回の選挙は、1998 年 2 月に発足した金大中政権にとって最初の全国規模の選挙であり、新政府発足以後進められている中央政府権限の大幅な地方移譲、失業対策と構造調整、地域社会の活性化など地方自治が数多くの課題を抱えた中で、21 世紀における地方自治のあり方と方向を決める重要な意義を有するものであった。

しかしながら、今回の選挙は、競争率が低く、投票率も 1961 年中央選挙管理委員会が設置されて以降、全国規模の選挙では最低の水準である 52.6% に止まった。文民政府の失政に対する責任、特に国際通貨基金（IMF）体制の国家不渡り危機を招いた責任の所在、新政府の改革政策の中間評価、今後あるべき政界改編の方向等が争点となつたが、いずれも有権者の関心を十分に集めることができなかつた。

有権者の関心が低かったのは、今回の地方選挙では、失業率悪化など厳しい経済難の中で、有権者の関心が最も高い景気、雇用対策などが焦点にならなかつたほか、与野党間の政争ばかりが目立つ政治への不信が高まつてゐるためと言える。また、韓国の特徴である政治の地域主義が選挙の当落を決定する最大の要因になつてゐるため、大半の選挙区の当落が予想できたことが無関心を助長したと考えられる。

なお、今回の選挙は、お金のかからない選挙への規制強化などが図られた後に行われた統一地方選挙であるが、金品及び食物提供など「買収供応」事例がほとんど消えたことは特筆すべきであり、新しい選挙文化のターニングポイントになるものと考えられている。

このレポートは、ソウル事務所の嚴泰浩調査員が、田中博之次長の指導のもと、今回の統一地方選挙について広く日本の地方自治体の方々に紹介するとともに、韓国に対する関心と理解を深めていただく一助として作成したものである。

## 第1章 地方選挙の概要

韓国では 1947 年 7 月 4 日に、地方選挙の根拠規定を定めた地方自治法が制定・公布された。1952 年当時の自由党政府は、朝鮮戦争による避難首都であった釜山で地方自治の実施を決定し、1952 年 4 月 25 日に当時の基礎自治団体であった市・邑・面議会議員選挙を、そして同年 5 月 10 日に市・道議会議員選挙を実施した。

地方自治法が制定されたにもかかわらず、地方議会議員選挙が即時実施できなかつたのは、建国初期の国内の不安が相次ぎ、遅延されたまま朝鮮戦争を迎えたためである。ソウルはもちろん、京畿道と江原道地域がまだ復興されていない状態であり、首都も避難地である釜山にある状態で、地方選挙が適切に実施できる状況ではなかつた。結局、初の地方選挙は、戦争が続いている 1952 年 4 月と 5 月になつて実施された。

1952 年の第一次地方選挙後、1956 年の第 2 代地方議会の構成を前にして同年 2 月 13 日地方自治法が大幅に手直しされた（2 次にわたり改定）。引き続き同年 7 月 8 日に市・邑・面長と地方議員の任期短縮とともに既得権（注：残余任期を認定するという新しい規定、これに基づき全国 1,481 市・邑・面の中、580 市・邑・面（6 市 30 邑 544 面）でのみ選挙が行われた。）を認定することを骨子とする改正が行われた。この改正地方自治法による第二次地方選挙が、同年 8 月 8 日に基礎自治団体である市・邑・面と、8 月 13 日に広域自治団体であるソウル市・道で各々実施された。

これにより、自治団体長（市・邑・面長）に対する住民直接選挙が韓国で初めて行われ、ソウルに初めて議会が構成されることになった。

1958 年、当時の政権与党の自由党は、再び地方自治法の改正に着手し、同年 12 月 16 日に改正を断行した。当時の改正は、全体で 35 条文に及ぶ広範囲なものであり、そのうち選挙と関連した主な内容は、市・邑・面長を直接選挙制から任命制に転換し、地方議員の任期を 3 年から 4 年に延長するというものであった。

1960 年 4 月 19 日（4・19 学生義挙）新しい政権政党となった民主党は、7 月 29 日の国政総選挙を通じ第二共和国（1960. 6. 15～1962. 12. 25）を発足させた後、同年 11 月 1 日完全自治制を目標に改正を断行し、同年 12 月に第三次地方選挙が行われた。第三次地方選挙は、韓国で初めて、全自治体で団体長と議員を選ぶという地方選挙史上に残る大きな意義のあるものであった。

しかしながら、1960 年に実施された地方選挙の効力は、わずか 5 カ月余で停止された。1961 年 5 月 16 日（5・16 軍事クーデター）に地方議会が解散されたからである。また、第三共和国（1962. 12. 26～1972. 12. 26）の憲法付則第 7 条 3 項で地方自治の実施時期を法律で留保され、関係法律が制定されず地方選挙は行われなくなった。このような状態は、第四共和国（1972. 12. 27～1980. 10. 26）を経て第五共和国（1980. 10. 27～1987. 10. 28）まで継続された。

第五共和国は、憲法付則第 10 条で「この憲法による地方議会は、地方自治団体の財政自

立度を勘案して順次構成し、その構成時期は法律で定める」と規定した。これに従い 1984 年、与野党は、「1987 年上半期までに適当な一部地域で地方議会を一時的に構成し、条件が整い次第、順次拡大実施する。」ことで合意し、地方議会が再構築される気運が生じてきた。

さらに、1988 年 4 月 6 日の地方自治法改正及び地方議会議員選挙法改正により、市・郡・区は、法施行日 1 年以内の 1989 年 4 月 30 日までに議会を構成し、市・道は市・郡・区議会が構成された日から 2 年以内に構成することになった。しかし、第 13 代国会構成とこれに伴う政治状況の変化により、その実施は大幅に遅れた。

その後、1989 年定期国会で、地方議員選挙は 1990 年上半期以内に、そして団体長選挙は 1991 年上半期以内に実施することで合意がなされた。しかし、その後、地方議会議員に対する政党公認問題で与野党の調整がつかず（結果的には、政党の公認について基礎議会は不可、広域議会は可能となった）、最終的に地方議会議員選挙は、1991 年上半期以内に実施し、団体長選挙は追って実施することで合意した。こうして、1961 年に地方選挙が中断されて以後、31 年ぶりに第四次地方選挙が実施されることになった。1991 年 3 月 26 日に市・郡・区議会選挙が、6 月 20 日に市・道議会選挙がそれぞれ実施された。

1993 年発足した金永三文民政権は、各分野にわたる改革の一環として、まず、政治改革に着手した。政治を改革するためには、まず、政治風土を一大転換しなければならなかつた。同様に 2 大国政選挙（大統領選挙、国会議員）、4 大地方選挙（広域団体長、基礎団体長、広域議会議員、基礎議会議員）の実施時期を適切に調整することで、選挙による国力の浪費を最小限にする必要もあった。選挙風土の刷新と選挙回数の減少を大前提に選挙法改正に着手し、1994 年 3 月 16 日、公職選挙及び不正選挙防止法（別名：統合選挙法）を制定・公布した。また、統合選挙法付則の規定に基づき、1995 年 6 月 27 日、初めての統一地方選挙が実施された。これで地方時代が幕を開け、地方政治の活性化を目指し、地方行政は地方住民自らが責任をもって処理することになった。韓国の地方行政は事実上初めて中央集権主義の旧態を脱することになり、中央中心主義の国民意識にも一大転期をもたらしたと考えられる。

3 年後の 1998 年 6 月 4 日、第 2 回の統一地方選挙が行われた。団体長、議員の任期は 4 年と規定されているが、前回は国会議員選挙との時期調整のため、特例で 3 年とされた（1998 年地方選挙、2000 年国会議員選挙、2002 年地方選挙、2004 年国会議員選挙というふうに、2 年ごとに選挙）。

1998 年の統一地方選挙の日程は、次表のとおりである。

5月 13～17日	選挙人名簿作成、不在者申告
13～18日	各党の市道別必勝決議大会
15日	国民会議公認者大会
16日	自民連公認者大会
18日	ハンナラ党公認者大会
19日	選挙運動期間開始
19～20日	候補者登録申請（午前9時～午後5時）
19日～6月4日	(投票締め切り時間まで)世論調査公表禁止
28日	選挙人名簿確定
28日～30日	不在者投票（午前6時～午後4時）
4日	投票（午前6時～午後6時）及び開票

## 第2章 選挙制度

### 1 概要

韓国では、1994年3月16日に選挙制度の一元化等を図るため個別法になっていた大統領選挙、国会議員選挙、地方自治団体長及び地方議会議員選挙などの選挙法を一つの選挙法に統合した「公職選挙及び不正選挙防止法（別名・統合選挙法）」が制定された。1995年6月27日、この統合選挙法に基づく初めての統一地方（4大）選挙が行われた。また、1996年4月11日の総選挙、1997年12月18日の大統領選挙もこの統合選挙法に拠って行われた。

統合選挙法は、制定以後5年間で3回の選挙を経て浮び上がった選挙法上の問題点や、IMF管理下の高額選挙費用の改革を目指して改正が行われた。

しかし、与野党間の利害関係の鋭い対立で改正が選挙直前に行われるなど党の利害関係によって取引されており、与野党は、少しでも有利な立場を占めるため選挙法を「政治的売買」の対象に転落させたとの批判も起こった。

今回の選挙法改正は、肯定的な側面もあるが、党利党略に縛り付けられ地方議会議員の選挙区制度、団体の選挙運動許容問題、政党公認手続きの民主化などの重要な問題に対しては十分な論議ができていないと言われている。

今回の地方選挙の後、政党の利害関係から離れ、選挙本来の目的である公明で低廉な選挙になるよう、制度的な整備を急ぐべきだと考えられている。

### 2 選挙法の主な内容及び改正内容

統合選挙法改正案が1998年4月24日国会で処理された。同年6月4日に行われた第2回統一地方選挙は、1995年の第1回選挙の時とは違う選挙法が適用された。高額な選挙費用の改善を骨子とした改正選挙法の主な内容は次のとおりである。

#### ◆ 統合選挙法の主な改正内容

主な内容	現 行 法	改 正 法
公職辞退期限	選挙日前90日	選挙日前60日
基礎議会議員定数	邑・面・洞ごとに1人 (計4,541人)	現行通りとするが人口5,000人未満の邑・面・洞は隣接邑・面・洞と合併(計3,490人)
広域議会議員定数	各選挙区ごとに3人 (計972人)	各選挙区ごとに2人に縮小 (計690人)
団体長の他選出職出馬	可能	任期中辞退後、他公職選挙出馬禁止
労組選挙運動	禁止	今回の地方選挙から許容
立候補者住民登録 居住条件	選挙日前90日以上	60日以上

放送広告	大統領選挙：TV、ラジオ各 30 回以内 市道知事選挙：TV、ラジオ各 3 回以内	大統領選挙：現行維持 市道知事選挙：廃止
候補者放送演説 ( TV、ラジオ)	国會議員：1 回 基礎団体長：なし 市道知事：2 回	国會議員：2 回 基礎団体長：2 回 市道知事：5 回
屋外政党演説会	市道知事選挙時市・郡・区ごとに 3 回以内	1 回
公開場所演説・対談時配偶者等演説	禁止	許容
祝儀金・香典金	部分的に 30,000 ウォン以下可能	現金の代りに 15,000 ウォン以下の慶弔品だけ可能
媒酌制限	条項なし	新設（親族は除外）
懸垂幕	あらゆる選挙で可能	禁止
名刺型小型印刷物	可能	廃止

### 3 改正選挙法の解説

改正された公職選挙法及び選挙不正防止法には、高額な選挙費用の解消を目指した非政治的事案と与野党の利害関係がからんだ政治的事案が混じっている。「お金のかからない選挙」を目標にしたものの中、一番核心的な部分は、地方議会議員定数の大幅な減少である。与野党間の「政治的売買」という批判が起こっている代表的な事案は、公職者辞退期限短縮及び団体長の任期中に他選出職選挙への立候補禁止規定等である。

新しい選挙法の特徴は、大きく 4 つである。

#### (1) 選挙運動の改正

従前の選挙運動の方式を相当に制限し、メディア中心の選挙運動方式を拡大した。また、選挙時ごとにあちこちで見られた候補者の記号と名前を書いた懸垂幕が見られなくなった。名刺形の小型印刷物と市道知事選挙の放送広告もなくなった。即ち、全ての選挙で名刺形小型印刷物は禁止し、国會議員・団体長選挙の場合には、パンフレット形印刷物 1 種だけ許容するようにした。各選挙で懸垂幕を全面廃止すると同時に市道知事選挙の場合、放送広告も一切できなくなった。

あらゆる選挙の有給選挙事務員数と政党の有給事務員数も大幅に減った。祝儀・香典の寄付も禁止された。ただし、15,000 ウォン以内の慶弔品だけは許容されることになった。国會議員、地方自治団体長候補者などは、親族以外の媒酌をすることができなくなり、交渉過程で多少議論はあったが候補者になる予定者についても、選挙日 2 年前から

媒酌行為が禁止された。

候補者の放送演説は、広域団体長選挙5回、国會議員及び基礎自治団体長選挙2回に増やした。つまり、放送演説とマスメディア主催の対談などを増やすなど、メディア出演回数を相対的に増やし、有権者の知る権利を充足させるよう配慮した。聴衆動員による高額な選挙費用がかかった合同演説と屋外政党演説会は、1回に減らすに止まった。

## (2) 議員定数削減

広域議会議員は972人から690人と29%の減、基礎議会議員は4,541人から3,490人と23%の減となった。

地方議会議員の定数は広域議会議員の場合、各選挙区ごとに3人ずつ選んでいたのを2人に減らした。ただし、最近合併した麗水市の場合、衡平性を考慮し、合併前の麗水市・麗川市・麗川郡の定数を認定し、6人とした。

この原則は、基礎議会議員にも適用、邑・面・洞単位で1人ずつ選出するよう基準を設定したが、人口が5,000人未満の洞の場合、隣接邑・面・洞選挙区と合併し選出するようした。

これは「高費用政治」を改革しろという国民の要求を受け入れたものである。このような選挙法改正で1年に1,400余億ウォンの政治費用を節減できると予測している。

### ◆ 市・道議会議員調整内訳

自治区 市郡数	現 行	広域議会議員定数			区分	基礎議会議員定数				
		調 整				邑・面 洞数	現 行	調 整	増 減	
		地 域	比 例	計						
2 5	1 4 7	9 4	1 0	1 0 4	▼4 3	ソウル	5 3 0	8 0 6	5 2 0	▼2 8 6
1 6	6 1	4 4	5	4 9	▼1 2	釜山	2 3 9	3 2 0	2 2 5	▼ 9 5
8	4 1	2 6	3	2 9	▼1 2	大邱	1 6 0	2 0 3	1 4 6	▼ 5 7
1 0	3 6	2 6	3	2 9	▼ 7	仁川	1 4 8	2 0 6	1 3 5	▼ 7 1
5	2 6	1 4	3	1 7	▼ 9	光州	1 0 3	1 2 5	8 1	▼ 4 4
5	2 6	1 4	3	1 7	▼ 9	大田	8 5	1 0 7	7 5	▼ 3 2
5		1 4	3	1 7	△1 7	蔚山	6 2		5 9	△ 5 9
3 1	1 3 6	8 8	9	9 7	▼3 9	京畿	4 8 6	5 9 9	4 6 6	▼1 3 3
1 8	5 8	4 2	5	4 7	▼1 1	江原	2 2 7	2 4 5	1 9 5	▼ 5 0
1 1	4 0	2 4	3	2 7	▼1 3	忠北	1 5 9	1 8 0	1 4 6	▼ 3 4
1 5	6 1	3 2	4	3 6	▼2 5	忠南	2 1 1	2 2 3	2 0 6	▼ 1 7
1 4	5 8	3 4	4	3 8	▼2 0	全北	2 6 7	2 8 3	2 4 9	▼ 3 4
2 4	7 5	5 0	5	5 5	▼2 0	全南	3 1 0	3 4 3	2 9 5	▼ 4 8

2 3	9 3	5 4	6	6 0	▼ 3 3	慶北	3 6 5	3 9 9	3 4 2	▼ 5 7
2 0	9 4	4 6	5	5 1	▼ 4 3	慶南	3 2 1	4 5 1	3 0 9	▼ 1 4 2
4	2 0	1 4	3	1 7	▼ 3	濟州	4 3	5 1	4 1	▼ 1 0
2 3 4	9 7 2	6 1 6	7 4	6 9 0	▼ 2 8 2	計	3 7 1 6	4 5 4 1	3 4 9 0	▼ 1 0 5 1

注) △増加、▼減少 / 単位:人

### (3) 公職辞退時期等

国会議員など現職にいる人の出馬機会は広めたが、現職を踏み台として、他の職位を狙うことは制限した。

与野党は、公職辞退時期を選挙日前 60 日にするものの、今回の地方選挙に限り、公布日後 3 日以内に辞退した公職者の出馬も可能にした。「ドロ縄立法」という非難をうけた公職者辞退時期は、現行 90 日前から 60 日前に短縮するものの、今回の統一地方選挙では、法公布後 3 日以内に辞退すれば立候補することができる経過規定を置いたことで、ソウル市長立候補意思を明らかにしていた一部国会議員も出馬が可能となった。

また、これと均衡をとり、被選挙権の条件中、住民登録上の居住日数を 90 日以上から 60 日以上に短縮し、公職辞退期限と同じ経過規定を置いた。

しかし、現役自治団体長が任期中辞任後、他の選挙への立候補は禁止することとなつた。つまり、与党の要求事項である労組の選挙参加許容と野党が主張した地方自治団体長の任期中の他の選挙への立候補禁止規定を、一括して整理した。団体長の任期中の他の選挙への出馬制限は、違憲の素地があるばかりでなく基礎団体長と広域・基礎議會議員の第 16 代総選挙(国会議員)への出馬の道を閉ざしたものであり、一種の「議員利己主義」という批判を免れないものと言われた。

従って、今回の地方選挙で当選する自治団体長は、2 年後の第 16 代総選挙に出馬できなくなつた。しかし、2002 年 12 月に行われる第 16 代大統領選挙は 4 年の任期が終わることになるので挑戦が可能である。

### (4) 労働組合の政治参加

韓国労総・民主労総など、全国単位の労組連合体はもちろん、単位労組の選挙参加を合法化し、労働界が政治勢力化される道を開いた。これと関連し、労働界からすでに与党に候補公認を要求しており、地方選挙の版図に新しい変化がおきるだろうと言われた。

## 4 未合意主要争点

1か月余続いた選挙法交渉は、4 月 24 日ほとんど妥結されたが、与野党の利害関係が複雑に絡みあつていた一部の事項については未合意の部分が残ることになった。

与野党は、政党間の連合公認、基礎団体長の任命制、基礎団体長の政党公認など微妙な懸案事項については手をつけず、今後構成される国会の政治構図改革立法特別委員会に結

論を委ねることにした。

連合公認問題については、与党側は「政党活動の自由」を押し立てて賛成論を繰り広げたが、一方、野党側は「禁止規制の明文化」を要求したため、結局、進展が見られなかつた。

ハンナラ党は、ソウル市と 6 広域市の広域団体長に、一時的に任命制を導入しようと主張したが、与党である国民会議と自民連が「絶対不可」と譲らなかつた。

基礎団体長の政党公認の問題も「現行のまま許容」、「排除」と対立し解決できなかつた。

区分	国民会議・自民連（与党）	ハンナラ党（野党）
連合公認	連合公認と共同選挙運動許容	連合公認禁止明文化
広域団体長任命制	選出制維持	ソウル市と 6 広域市一時的任命制転換
基礎団体長政党公認	現行どおり政党公認許容	政党公認排除

## 5 新しい政治広告

「ボールを蹴りながらワールドカップコリアを叫ぶ人、口笛を吹きながら自転車に乗る人、顔の代わりに IMF の 3 文字を入れた人、顔は目立つが、公約は短く明瞭に、デザインはビジュアル世代にあうよう感性的に…」

これは一見、商業広告のようであるが、すべてが今回の統一地方選挙に挑戦する候補者の政治広告の姿である。もう「我が村の大事な人材」式の観念的で誇大なスローガンの代わりに先端技法のはじけるようなアイディア広報でないと有権者を攻略するのが難しくなっている。しかも IMF 時代には選挙費用節約が最大の鍵であると言われている。改正された選挙法も費用節減に焦点を置いており、高品質で効果的な広告が必要となっている。自治団体長及び地方議會議員の 4,500 余席を数万人が競争する今回の選挙では、候補者の広報物が 1 通の郵便物（パンフレット形印刷物 1 種）に制限されており、配達された際に目立たないとごみ箱に棄てられる確率が高くなっている。どのようにすれば有権者の目にとまるかが鍵である。

今回の選挙では、有権者層を狙ったインターネットホームページを通じ候補者を PR するのが流行となつた。特に地方政界では与党・野党的区分が曖昧になつて広報物も有権者の興味を引く方向に変わらなければならないし、公約もイメージを浮き彫りにさせる方向で開発しなければならない流れとなつてゐる。

特に、今回の選挙では個人名刺が禁止され、小型広報パンフレットの使用が制限されるなど候補の印刷物を使った運動が大幅に減り、インターネットと PC 通信などの先端情報通信を使うウェイトがますます大きくなつた。

いままでは、コンピューター通信使用者層が限定され補助広報手段に止まつてゐたが、

今ではインターネットとPC通信を活用したサイバー政治広告が活性化され、掲示板・電子郵便と電子投票などを通じ素早く有権者の世論動向を把握できる機動力を備えている。

さらに、インターネット網を通じ候補者らが討論を行う「ウェブ討論会」も開催されている。大邱YMC Aと大邱放送が主催し、情報通信業界であるINCが主管した大邱地方選挙ウェブ討論会は、大邱放送のインターネットホームページを活用し行われたサイバーディスカッションとして候補登録日である5月中旬から20数回にわたって行われた。

このような方式の討論会は、インターネット接続網を備えた各候補者らが選挙事務所で座って討論を行うことができるし、一般市民も画面上の候補者の略歴とか政策、討論内容などを見て質問に参加できるという選挙文化の新しい分野を開くことになるものと期待されている。

## 6 その他の選挙法

### (1) 候補寄託金（預託金）は有効投票の20%以上を得た場合等に返還

地方選挙の寄託金は、1995年選挙の時と同じく、広域団体長選挙5,000万ウォン、基礎自治体長選挙1,000万ウォン、広域議會議員選挙400万ウォン、基礎議會議員選挙200万ウォンである。しかし、寄託金返還要件は、事実上2倍強化された。

従来は有効投票総数の10%以上の得票をするか、候補者得票数が有効投票総数を候補者数で割った数の50%以上の場合、寄託金を返してもらうことができた。しかし、今からは有効投票の20%以上の得票をするか、候補者得票数が有効投票総数を候補者数で割った数以上である場合に寄託金を返してもらうことができる。たとえば、8人が立候補した選挙区の有効投票数が1,000票である場合、A候補は1,000分の8にあたる125票以上を得票した場合に寄託金を返還することになっていた。

この改正は、無分別な選挙出馬にともなう選挙管理費用増大を寄託金で保全して無分別な出馬を基本的に防止するためである。

### (2) 今回の地方選挙からは政党に全国的に統一された記号を附与

4つの選挙を同時に有権者の混乱を防止するため院内交渉団体を構成した政党に全国的に統一された記号を附与する。議席が多い順序でハンナラ党は全国どこででも1番、国民會議は2番、自民連は3番の記号を使用するようになった。ソウル市長選挙に崔秉烈・ハンナラ党候補と高建・国民會議候補が出馬し、自民連候補は出馬しない場合、1番は崔候補、2番は高候補、3番は候補無しと投票用紙に表示される。

交渉団体ではない国民新党には、固有番号を附与しないが既に議席を持っているため、候補を出す場合4番をまず割り当てることとし、国民新党が候補を出さない場合は、他の無所属候補に4番を割り当てる事になる。また、政党公認が許容されない基礎議會議員選挙候補者には「. . . . .」(ハングル表記)記号を附与、彼らが政党推薦候補でないことを有権者に分かるようにした。

### (3) 基礎・広域団体長選挙で1人出馬しても投票

基礎及び広域議会議員選挙の場合は、候補者が1人だけであれば候補者の資格に問題がない限り無投票で当選が確定される。したがって、候補登録締め切り日の20日午後5時までに市・郡・区議員選挙または特別・広域市 及び道議員選挙に1人だけ出馬した場合、その地域では投票が実施されないことになる。

反面、基礎及び広域団体長選挙では、候補者が1人だけの場合でも投票を実施する。この場合、単独出馬した候補が有効投票数の3分の1以上得票した時当選となる。これに伴い今回の選挙で1人の候補しか出馬しない地域が複数ある忠清、慶尚、全羅道地域でも団体長選挙の投票が実施された。

### (4) 候補者放送演説基礎自治体長にも2回許容

広域団体長と比例代表広域議員選挙だけ許容された放送演説が、区・市・郡の基礎自治体長選挙にも許容される。また、広域団体長選挙の候補者放送演説（10分以内）の回数は、TV及びラジオ別に各1回から5回に増加し、1人当たり10回の放送演説が可能になる。基礎自治体長候補者は、総合有線放送施設を利用し、2回の放送演説を行うことができる。

### (5) すでに配布した候補者名刺も摘発時は処罰

4月30日改正された選挙法は、日当を支給して人を動員し、道路を混雑させる名刺型印刷物の配布を全面禁止した。これにより、既に配布した候補者名刺も摘発されると処罰を受けることになった。有権者は冊子型印刷物、選挙公報、選挙張り紙などを通じ候補者を選択しなければならない。

選挙法は、また、交通信号をさえぎって都市景観を見苦しくしていた懸垂幕も選挙運動に利用できないようにした。これにより数十億ウォンの選挙費用を節約できるようになったと言われた。さらに、選挙費用増加の最も大きい要因だった市・道知事候補の放送広告も廃止された。

## 7 投・開票手順

### (1) 投票手順

投票は6月4日午前6時から午後6時まで12時間にわたり、全国16,161か所の投票所で一斉に実施された。有権者は、まず投票所に行く時はどの選挙区でも自身を証明する身分証を持って行かなければならない。しかし、今回の選挙から本人確認手順を大幅に簡素化した。したがって既存住民登録証・公務員証・旅券・運転免許証と写真がついている公共機関発行証明書、敬老優待証、障害者手帳等の提示による投票が可能となつた。選挙人名簿に印鑑を押す面倒さも今回の選挙からなくなった。署名にかえることが

できるように選挙法が改正されたためだ。

本人確認が終われば有権者は、まず基礎及び広域議員選出投票のために 2 枚の投票用紙を受けとることになる。2 枚の投票用紙が違う投票箱に投入されることを防止するために投票用紙と投票箱の色を各々統一した。基礎議員の場合、投票用紙はタマゴ色であり、広域議員は空色である。投票終了後、今度は基礎及び広域団体長選出投票を行う。基礎自治体長は軟豆色、広域自治団体長は白色で各々区分されている。

また、記票は④表示が刻印された印鑑を候補者欄に押印することによって行われる。

## (2) 開票手順

開票事務は、全国 320 開票所で実施され、選挙区域が大きい選挙から小さな選挙の順に進行される。すなわち、広域自治団体長選挙、基礎自治団体長選挙、広域議会議員選挙、基礎議会議員選挙の順に進行される。しかし、開票場によっては広域団体長－基礎団体長、広域議会議員－基礎議会議員等 2 個の選挙開票を同時に実行することができる。

開票は、投票箱が全部到着した後実施される。しかし、交通渋滞等やむをえない状況が発生した場合は、一部投票箱の到着が遅れても 3 分の 2 以上の投票箱が到着していれば開票を開始できる。不在者投票が入っている郵便投票箱は、開票参観人の参観の下に投票当日午後 6 時に開票場所に移して開票するが、一般投票箱と別途に分離し、まず開票する。

開票は開箱・点検部－審査部－集計部－整理部と、4 段階に区分して行う。

開箱・点検部は、投票箱の封印状態の確認と候補者別の投票枚数の点検を行う。審査部は、開箱・点検部から送られてきた候補者別投票に他の候補者の投票や無効投票が入っていないかを再点検する。集計部は、審査部を経てきた投票を再確認・点検し、異常がない場合、開票委員全員の確認印を受ける。その後、委員長が開票結果を公表する。整理部は、投票整理後候補者別に各々包装した後、投票区単位に再包装、委員全員の立会いの下に封印し選挙別に投票箱に入れて保管する。

韓国の選挙制度は、団体長はもとより広域自治団体及び基礎自治団体の議員の選挙も完全小選挙区制（定数 1）なので、当選人は当該選挙区の最高得票者であるが、得票数が同じ場合は、年長者が当選人となる。また、広域議員の中比例代表議員は、比例代表候補者名簿を提出した政党で有効投票総数の 5% 以上を得票した政党に対して得票比率に比例代表広域議員定数(74 席)をかけた議席を配分する。

## 第3章 候補者

### 1 立候補状況

6月4日の統一地方選挙は5月19日に公示され、16日間の選挙戦に入った。

今回の選挙は、広域自治団体の市長・道知事16人と基礎自治団体の市長・郡守・区長232人、市・道議会議員690人（比例代表74人）、市・郡・区議会議員3,490人を選出する全国同時地方選挙であった。立候補の受付結果、市道知事40人、市郡区長676人、市道議員1,571人、市郡区議員7,751人の合計10,038人が登録し、平均2.3倍の競争率となり、前回（1995年6月27日の統一地方選挙）の2.7倍を大きく下回った。なかでも基礎団体長と広域団体長は、前回4.1倍、3.7倍の高い競争率だったが、今回は、2.91倍と2.5倍に止まった。広域団体と基礎団体の議員の競争率は、それぞれ2.22倍（1995年2.6倍）と2.55倍（1995年2.8倍）にとどまった。団体長については、国民会議と自民連の連立与党が統一候補を立てたことが影響しており、基本的な構図で見れば、党対党の対決というより与党対野党の対決という形になり、さらに与野党がお互いに地盤の弱い地域で最初から候補を立てなかつたことや公認を得る党内選挙に敗れての脱党無所属出馬が減つたことも、競争率を下げた主な要因になった。寄託金の返還条件が大幅に強化されたことも、候補の乱立にストップをかける要因になった。特に、議員については、経済難局克服（高費用政治構図の改革）のため定数が2～3割程度減になったにもかかわらず、競争率が低下したのは、寄託金の問題ではなく、IMFショックによる政治意欲の後退と政治資金の調達上の問題なども影響を与えていたと言われた。

単独出馬は、広域団体長は全羅南北道の2団体、基礎団体長は22団体、広域議会議員は49選挙区、基礎議会議員は670選挙区であった。

#### ◆ 市・道別候補登録現況

区分	広域団体長	基礎団体長	広域議員	基礎議員	計
ソウル市	3 (1)	72 (25)	245 (94)	1,290 (520)	1,610 (640)
釜山市	3 (1)	47 (16)	113 (44)	407 (225)	570 (286)
大邱市	3 (1)	26 (8)	79 (26)	245 (146)	353 (181)
仁川市	3 (1)	29 (10)	74 (26)	314 (135)	420 (172)
光州市	2 (1)	8 (5)	44 (14)	188 (81)	242 (101)
大田市	3 (1)	16 (5)	40 (14)	184 (75)	243 (95)
蔚山市	4 (1)	18 (5)	49 (14)	117 (59)	188 (79)
京畿道	2 (1)	106 (31)	208 (88)	1,132 (466)	1,448 (586)
江原道	3 (1)	56 (18)	104 (42)	446 (195)	609 (256)
忠清北道	2 (1)	42 (11)	64 (24)	309 (146)	417 (182)
忠清南道	2 (1)	43 (15)	78 (32)	472 (206)	595 (254)

全羅北道	1 (1)	36 (14)	67 (34)	568 (249)	672 (298)
全羅南道	1 (1)	44 (22)	117 (50)	717 (295)	879 (368)
慶尚北道	2 (1)	55 (23)	135 (54)	660 (342)	852 (420)
慶尚南道	3 (1)	67 (20)	116 (46)	615 (309)	801 (376)
済州道	3 (1)	11 (4)	38 (14)	87 (41)	139 (60)
計	40 (16)	676 (232)	1,571 (616)	7,751 (3,490)	10,038 (4,354)

(注) ( ) 内の数字は定数

広域議会議員比例代表 74 人は除く

## 2 立候補者分析

5月 19~20 日の 2 日間にわたって行われた 6・4 統一地方選挙の候補者登録の受付結果は、政権交替による党勢の違いが改めて明らかになった。

政党公認が許容された団体長及び広域議会議員候補の場合、政権与党として初の選挙を行う国民会議は、広域団体長 8 人、基礎団体長 169 人、広域議会議員 478 人など計 655 人の候補者を出した。公認率は 75.8% であった。さらに、共同与党の自民連は 369 人の候補（公認率 42.7%）が登録し、慶尚道の一部地域を除くほとんど全地域で与党候補が出馬した。

反面、ハンナラ党は、1995 年の統一地方選挙で前身である民自党が 94% の公認率を記録し、ほぼ全選挙区に候補者を出したのとは違って、今回は広域団体長 12 人、基礎団体長 148 人、広域議会議員 440 人を公認（公認率 69.4%）するに止まり、大統領選挙敗北以後党勢が大きく萎縮した結果と考えられる。

国民会議と自民連の共同与党は、広域団体長選挙候補の公認比率を 5:5 の均等とする原則により、各党の縁故地を中心に各々 8 人の連合公認候補を出したが、最大野党のハンナラ党は光州、大田、全北、全南の 4 地域で人物難により公認候補を立てられず、12 人しか擁立できなかった。基礎団体長については、国民会議と自民連が 262 人の候補を公認したのに対して、ハンナラ党は首都圏と慶尚道を中心に 148 人しか公認できなかった。国民新党は、首都圏を中心に 35 人しか公認できず、群小政党のイメージを払拭できなかった。勢いにも違いがあり、首都圏では、旧与党や無所属出身候補 36 人が新与党に鞍替えした。全羅道、忠清道など新与党の地盤では、野党がほとんど候補を立てなかつたため、政党の地域化が強まった。また、慶尚道では 1995 年の旧与党一無所属対決の様相から新与党が候補を 19 人立て、無所属も少なかつたので、形式的に与野党対決の様相となり、与党が攻勢、野党が守勢といった傾向が見られた。

◆ 広域・基礎団体長の政党別候補登録現況

区分	定数		ハンナラ党		国民会議		自民連		国民新党		無所属	
	広域	基礎	広域	基礎	広域	基礎	広域	基礎	広域	基礎	広域	基礎
ソウル	1	25	1	23	1	22	★	9	0	4	1	14
釜山	1	16	1	13	1	8	★	5	0	0	1	21
大邱	1	8	1	8	★	4	1	5	1	0	0	9
仁川	1	10	1	7	★	9	1	3	0	4	0	6
光州	1	5	0	1	1	5	★	1	0	0	0	1
大田	1	5	0	1	★	4	1	5	1	4	1	2
蔚山	1	5	1	4	★	4	1	3	1	0	1	7
京畿	1	31	1	28	1	25	★	8	0	13	0	32
江原	1	18	1	17	★	14	1	9	0	3	1	13
忠北	1	11	1	2	★	9	1	11	0	1	0	19
忠南	1	15	1	3	★	9	1	15	0	2	0	14
全北	1	14	0	0	1	14	★	1	0	0	0	21
全南	1	22	0	0	1	22	★	1	0	0	0	21
慶北	1	23	1	19	★	7	1	10	0	0	0	19
慶南	1	20	1	19	1	9	★	7	0	3	1	29
済州	1	4	1	3	1	4	★	0	0	1	1	3
計	16	232	12	148	8	169	8	93	3	35	7	231

(注) ★は与党連合合意により出馬なし

党の順番は国會議員の数の順

女性候補は、185人（全体の1.8%）であり、1995年選挙（2.1%）に比べ減少した。

現職団体長や地方議員の相当数が再出馬したり、他の選挙に出馬したことでも特徴の一つであった。現職の広域団体長は11人、基礎団体長は202人が登録した。現職の広域議員は470人が再出馬し、60人は基礎団体長に立候補した。基礎議員の場合、2,813人が再出馬し、35人は基礎団体長へ、110人は広域議員候補に出馬した。

職業別に見ると広域団体長選の場合、政治家が55%で一番多く、その次は前職官僚（25%）、弁護士（10%）の順であった。基礎団体長候補は、前職公務員（32.1%）、政治家（21.9%）が多くかった。広域議員候補の中では前職公務員（17.8%）、政治家（14.9%）、商業（14.6%）などが、基礎議員候補の中では農業（21.1%）、商業（18.6%）、前職公務員（18.3%）が多くかった。

◆ 候補者職業別分布

(単位 : %)

区分	広域団体長	基礎団体長	広域議會議員	基礎議會議員
政治家（地方議員含む）	55.0	21.9	14.9	4.2
公務員（前職）	25.0	32.1	17.8	18.3
農水産業		6.9	9.7	21.1
商業		4.6	14.6	18.6
鉱工業		1.0	1.8	1.3
建設・運輸業		3.1	6.8	7.9
薬剤・医師		1.6	2.5	0.8
弁護士	10.0	0.7	0.2	
会社員		2.5	4.7	4.0
教育家	5.0	1.3	1.3	0.5
その他の職業	5.0	24.3	25.7	23.3

学歴別分布を見ると高卒が全体の 34.6%で一番多く、その次に大卒（22.3%）、中卒（8.6%）、小卒（7.9%）の順であった。広域団体長、基礎団体長、広域議員候補の中では大卒が高卒より多かったが、基礎議員は大卒より高卒が多かった。

年齢別には、40代（35%）と50代（38%）が多かった。30代と60代以上は各々15%と11%であり、30歳以下は55人に過ぎなかった。広域団体長候補40人の中には50代（26人）、60代以上（9人）、40代（5人）の順であった。

一方、最大の競争率となった所は、全南麗水の基礎議員選挙の8倍であり、基礎団体長選挙では大邱中区など4か所で7倍を記録した。

## 第4章 選挙運動決算

新政府改革の中間評価と第2期地方自治時代に対する期待を込めた6・4統一地方選挙が6月3日深夜12時で16日間の公式選挙運動を終え、有権者の審判を受けることとなった。

今回の地方選挙は、費用が減っており、官権選挙の是非と「北風」の影響、大規模集会などが消えて以前と違った選挙運動となった。

しかしながら、今回の選挙は、地域主義、中傷宣伝、候補者間の告発、公務員の選挙関与、有権者の無関心等さまざまな問題点を残した。マスコミは、この変化要因を政権交替と国際通貨基金（IMF）管理体制、政治改革に対する時代的要因、有権者等の政治不信、地方選挙に対する行き過ぎた中央政治論理流入等によるものと分析している。また、マスコミはメディア選挙の寵児と呼ばれて期待を集めた候補者間のTV討論は、さる大統領選挙に続き地方選挙でも威力を發揮したが、効果に劣らず逆効果も表れ、制度・運営上の補完が急務になったと報道している。

選挙運動過程で現れた最も著しい肯定的特徴は過去に比べて「金を使わない選挙風土」がかなり定着してきているという点を上げることができる。今回の選挙から候補者懸垂幕が消え、名刺型小型刷り物も廃止になった。また、自筆書信発送も禁止となり、日当をもらって選挙運動を手伝うことも大幅に減少した。

候補者の金権選挙も減った。6月2日現在、選管委が摘発した候補者等の買収供応等による選挙法違反事例は、計164件で、さる1995年地方選挙に比較すれば注目に値するとの選管委の分析であった。

金善吉海洋水産部長官が選管委から警告を受け、崔在旭環境部長官が選管委の調査を受ける等いくつかの問題もあったが、中央政府の官権選挙是非が大きな問題として登場することはなかった。ただし、地方公務員の選挙運動が新たな問題として浮上した。

また、選挙時ごとに提起されてきた「北風（北朝鮮関連のマイナス要因）」の影響による候補者選択がなくなったことも大きな特徴だ。これまで選挙時ごとに安全企画部により「北風工作」がなされたことが検察及び安全企画部の捜査結果に表れており、結果的に北朝鮮問題の影響がなかった金大中大統領の大統領選挙勝利による政権交替が決定的な役割をしたと考えられる。

今回の選挙では、新しい問題点もあらわれた。特に憂慮されることは「与西野東」という地域主義が他の選挙に比べてより一層深刻になったことである。湖南圏（全羅南北道）国民会議、忠清圏自民連、嶺南圏（慶尚南北道）ハンナラ党という特定政党の特定地域独占現象が目立ったためであった。ハンナラ党は全羅南・北道知事候補と光州・大田市長候補を出せなかっただけでなく湖南40地域、忠清道25地域で基礎自治団体長を公認できなかつた。与党の国民会議と自民連も嶺南地域で市長・郡守・区庁長候補を13地域で出せなかつた。

候補者間の相互誹謗と中傷宣伝が大幅に増加したことでも心配される選挙風土だと言われ

た。

相手候補の誹謗と中傷宣伝の乱舞は、今回の選挙が政治的な選挙として流れ、地域での候補者間の政策対決などについて特別な争点がなかったためだと言われている。マスコミは、専門家の話を借りて「地域感情助長とか相手候補に対する中傷宣伝は韓国選挙文化の後進性を端的に表すものであり、関係当局の徹底した防止対策が必要である。」と報道した。

## 第5章 選挙争点

民選2期の地方自治体長と地方議会議員を選ぶ1998年統一地方選挙は、与野党が候補公認を決定するとともに各党選挙対策本部を発足させたことにより、本格的な選挙戦に突入していった。

地方選挙の本来の意味は「住民自治」を具現するため地方自治の働き手を選出する手続きであると言われている。しかし、今回の選挙は、必然的に中央政治の対決の場である「政治選挙」にその意味が変質せざるをえないだろうと言われた。先に行われた大統領選挙で「50年ぶりの与野党政権交替」が民主的に実現し、その政権発足後まもない時期に選挙が実施されたためである。したがって、今回の選挙では権力移動過程で発生する新政権と旧政権間の葛藤と力比べが克明に表れるものと考えられていた。また、今回の選挙は、現政権に対する国民の「中間評価」となるとの観測もなされていた。

'98統一地方選挙に潜在している政治的爆発力は、政界改編との関数関係から始まると言われた。選挙結果によっては、政界の地殻変動がおきる可能性が高いからである。新政府スタート後、2か月足らずの間に台頭した数多くの論争が選挙戦で集約された型で出てくるものと考えられていた。

最大争点は、「経済危機責任論」であった。「国際通貨基金（IMF）体制」という未曾有の国家不渡り危機を招いた責任の所在について与野党は熾烈な攻防戦を繰り広げた。旧政権の経済運営の責任はもちろん新政府のIMF克服対策、その中でも失業対策の実効性をめぐって激しい論争が展開された。

政界改編に対する野党の攻勢と与党の防御も選挙戦を熱くする争点だった。選挙結果によれば、政界改編の方向と規模が決定されるとマスコミは伝えていた。新政府スタート後断行した全般的な人事政策に対する評価について、野党は特定地域偏重人事だと主張し、与党は50年間に歪曲されてきた人事に対する「正常化」と反論した。また、共同政権に対する評価も争点となつた。

### 1 湖南偏重人事についての論議

金大中政府スタート以後、2か月にわたって進められた各種人事が「6・4統一地方選挙」の争点となつた。

野党のハンナラ党が現政府の人事を行き過ぎた「湖南偏重」だと集中攻撃したのに対し、与党の国民會議が「嶺南偏重人事のは正」という論理で対立したためである。ハンナラ党が湖南偏重論を提起する意図は、非湖南出身有権者等の疎外感を刺激し、非湖南票を集め戦略だと言われた。ハンナラ党は、既に大邱、達成等嶺南地域4か所で実施された「4・2国会議員補欠選挙」の際、湖南偏重人事と「嶺南冷遇論」を浮上させ、全地域での勝利に結び付けたと言われていた。ハンナラ党は、今回の地方選挙で「金大中政権湖南偏重人事実態」という白書まで編集した。

ハンナラ党は、白書で“新政府人事の湖南偏重実態は、深刻な段階に至った”と主張し、青瓦台（大統領府）秘書室、長官級主要機関長、10大権力核心要職などの出身地域別統計数値を提示した。

「湖南は、全体人口の11.7%、面積は20.6%なのにもかかわらず青瓦台秘書室の33%、長官級の33.4%、傘下団体機関長の58%を湖南出身者が占めている。特に国務総理、監査院長、安全企画部長、法務部長官、国防部長官、行政自治部長官、大統領秘書室長、検察総長、国税庁長、警察庁長等 10大核心権力要職の半分を湖南出身が占めている。さらに法務部長官、監査院長、検察総長、警察庁長などの司法関連の要職を特定地域出身が占めたことは史上初のことである。」と主張した。

これに対して与党は、「歴代「嶺南政権時」から根深くなつた湖南疎外と嶺南独占人事を正す過程で出た「誤解」だ」と反論した。

金大統領も5月10日「国民との対話」で「1級以上公職者の出身地域別グラフを提示し「湖南偏重論」に反論した。新政府の1級以上公務員227人の中、湖南出身は48人(21%)に対し嶺南出身は71人(31%)で、まだ嶺南優勢であり、新政府スタート前には1級以上公職者の中、湖南出身が12.7%(34人)、嶺南出身が41%(110人)であった」と金大統領は説明した。したがって、「新政府の人事は湖南偏重でなく嶺南偏重を是正した結果とみるべきだ」というのが与党の主張であった。

新政府人事をめぐった与野党間の論議は、選挙戦の開始とともに「地域感情」を狙った各候補の利害とも絡みあって、より一層深刻なものとなつた。

## 2 政界改編

今回の統一地方選挙は、政界改編の前哨戦の性格が強いと言われた。選挙結果によって政界改編の風向きを計ることができるからである。

これに伴い与野党は、選挙過程で政界改編をめぐって熾烈な攻防を繰り広げた。

今回の選挙結果に党の命運がかかっていると考えたハンナラ党は、選挙過程で現在、与党が推進している政界改編は「人為的な議員引き抜き」、「野党破壊工作」だと力説した。ハンナラ党が政界改編を選挙争点としたのは、今回の地方選挙で敗北した場合、党の結束力が急速に弱体化し、所属議員の追加離党を防止するのが非常に困難になるとの判断によるものと考えられる。

国民会議と自民連の与党は、今回の地方選挙で圧勝すれば選挙後政界改編をスムーズに推進できることを判断、ハンナラ党の攻勢に正面から対応する方針であることが明らかになつた。特に、金大中大統領の意志には搖ぎないものがうかがえた。金大統領は5月10日に開催された「国民とのTV対話」で“政権を担つた5年間で国を今の状態にした現野党が、責任だけを与党にかぶせ、全く手助けしない”と残念さを吐露した。また、現野党の過半数議席は“国民が選んだ多数ではない（野党も与党の時代政界改編した。）”と政界改編の妥当性を力説した。さらに、金大統領は“国民世論は72～73%の高い支持率で政界改編を

し、速やかに政局を安定させることを望んでいる。”とし、今回の地方選挙の重要性を強調した。

5月15日現在、ハンナラ党の議席は149席で4人が追加離党すれば過半数議席が崩れる状況にあった。野党議員の与党への入党は、与党の今後の政局運営とハンナラ党の進路などに大きな影響を及ぼすことから、選挙戦が本格化すればするほど、与野党間の政界改編攻防はより一層熾烈になった。

### 3 為替危機責任に対する攻防

為替危機責任の攻防は、'98統一地方選挙戦直前の5月初頃から本格的に持ち上がった。

為替責任攻防が、今回の地方選挙の争点として浮び上がったのは、林昌烈・前経済副総理が国民会議の京畿道知事候補に公認されたことから始まったと言えよう。特に、金泳三前大統領が5月4日、検察書面答弁書で“林候補が副総理就任以前に国際通貨基金（IMF）救済金融を要請することにした事実を知っていた（林候補は知らなかつたと主張）”と主張してから、波紋はより一層大きくなつた。

林候補の責任問題をめぐって、為替危機責任攻防が熾烈な与野党攻防の核として登場したのは、地方選挙の最大勝負處である首都圏正面対決の結果に直結するからだと言われていた。

為替危機の責任が全くないとは言えないハンナラ党が、逆に為替責任攻防に固執した理由も京畿道知事選を念頭に置いてのことであると言われた。

ハンナラ党としては、ソウル、仁川、京畿道の首都圏地域で広域団体長のうち1人でも当選させるべきだという切迫感に包まれており、仮に今回の地方選挙で「首都圏潰滅」という結果が出た場合、「嶺南党」に転落するしかないし、この場合、選挙直後に首都圏地域のハンナラ党議員の離党現象がより一層加速化することは、火を見るよりに明らかな状況にあるとの見方が強かつた。

ハンナラ党が、林候補だけでなく為替危機の当時、国務総理だった国民会議の高建ソウル市長候補についても為替責任論を提起したのは、京畿地域から「為替危機責任の風」を起こし、これをソウルまで拡大させる戦略から出たことであると言われた。

しかし、与党の態度は確固かつ不動であった。特に、国民会議は共同与党の自民連との地域割の競合調整の結果、京畿知事候補公認権を取っただけに為替責任攻防では一歩も退くことができない状況にあった。

国民会議は、為替危機の根本的な責任は金泳三政府と当時の与党だったハンナラ党にあるという「為替危機主犯論」でハンナラ党の攻勢に対抗した。金大中大統領の“金前大統領だけは過去の前職大統領の轍を踏ませない”という言及にもかかわらず“検察書面答弁書は完全な操作虚偽であり、検察の再調査を受けなければならない”と押し通したのも林候補を為替危機責任問題から保護するためだと言われた。

為替危機責任論は、今回の選挙の最大争点となつた。

#### 4 失業対策

失業対策も今回の地方選挙の争点の中の一つであった。特に、労働界が5月末または、6月初にゼネスト突入を予告したこともあり、選挙期間中、失業問題が大きな争点となった。

3月末現在、労働部が集計した失業者は1,378,000人(失業率6.5%)に達していた。政府の今年の予想値である1,300,000人を越える状態にあった。このため政府は、1,500,000人に上方修正したが、これもはるかに超えると推定できる状況にあった。

ハンナラ党は、「失業対策の基礎資料である失業展望が昨年末には850,000人、1月には1,000,000人を超え、2月には1,095,000人、3月には1,300,000～1,500,000人と、毎月変わるので、失業対策がまともに作れるはずがない。」と主張した。政府と与党は、これに対して「経済事情は、刻々変わっており、修正は不回避のことだ」と釈明した。

失業対策推進実績も議論になった。ハンナラ党は、「4月末現在1兆6千余億ウォンの予算が配分された雇用維持分野は9.1%、1兆9,000余億ウォンの雇用創出は7.1%、3兆5,000余億ウォンの失業者生活保護は4.7%しか執行されていないとし、失業者の数は急増しているのに政府の対策は後手にまわっている。」と非難した。

反面、国民会議と自民連は、「ハンナラ党が国会で足手まといになったから推進が遅れたのであって近い将来、必ず効果が現れる。」と反論した。「6月末になれば雇用維持は43.6%、雇用創出は59.9%、失業者生活保護は24.8%になり正常値に回復する。」という主張であった。

しかし、失業対策財源調達部分については与野党の主張に大きな差異はなかった。雇用安定基金確保のための非実名長期債券の販売実績が5月13日現在、目標額1兆6,000億ウォンの7%に止まっており、代案作りが急務だという程度であった。

また、実効性のある解決策は与野党とも出すことができなかつた。ハンナラ党は、「財政赤字幅を拡大し失業基金を追加し、小切手の実名確認義務をなくし債権買入需要を高めなければならない。」としたが、これを具体化する計画には言及しなかつた。

国民会議と自民連も「失業国債発行、韓国銀行の利益剰余金、公企業売却などを通じ財源を確保するとしていたが、具体的な計画の検討には至っていなかつた。

労使紛争に対処する与野党の論理も「地方選挙前まで我慢してほしい。」という水準に止まっていると言われた。

#### 5 共同政権に対する政策評価

今回の選挙の争点の中で「DJP(金大中・金鍾泌)共同政権」に対する評価は与野党の差が最も克明に表れた争点であったと言える。

共同政権に対するハンナラ党の批判論理は、「理念と路線が違う政党の野合により、共同政権を誕生させたことが数多くの政策と人事での混乱をもたらしている。」と主張した。

ハンナラ党側は、「深刻化している経済危機の重要な原因の一つは、かみあわない共同政権の二人三脚体制のためだ。」と批判した。

ハンナラ党は、DJP連合が法的にも違法性を帯びているという立場であった。従って、DJP連合が「公職(総理職)の提供を約束、候補辞退を誘導したのは、選挙法上の買収及び利害誘導罪に該当する。」との理由で4月17日、最高検察庁に告発もしていた。

このようなハンナラ党の批判攻勢に対して与党は、共同政権が「国民との約束」という論理で対抗した。

金大中大統領は、5月10日「国民との対話」で、この論理を全面に出して共同政権の正当性を直接主張した。さらに、与党は、投票を通じ既に決着した政治行為に対して大統領まで検察に告発する野党の戦術は「マッカ派式（前後のミ撒かいのない乱暴な）行動」と反論した。

このような攻防は、選挙戦に入って国民会議と自民連間の広域団体長候補公認をめぐる葛藤とからみ合って一層激しいものとなった。ハンナラ党は、公認をめぐって自民連で一時起こった国民会議に対する批判を連日論評を通じ「側面支援」しながら共同政権の弱点を浮上させるのに総力を傾けた。

共同政権に対する与野党間の攻防は、総理任命同意案処理問題などをめぐって選挙以後も争点になるものと見られる。